

2013年8月14日

文部科学大臣 下村 博文 様

日本高等学校教職員組合  
中央執行委員長 加門 憲文

## 2014年度教育予算概算要求に関する要求書

東日本大震災から2年5ヶ月が経過しましたが、住民本位の復興は遅々として進まず、特に原発事故とも被害が重なった福島県では、避難した小・中・高の子ども達は3人に1人しか元の学校に戻ることができないという深刻な事態が続いています。

2012年5月29日発表の国際児童基金「レポートカード10 先進国の子どもの貧困」によると、日本の18歳未満の子どもの貧困率は14.9%、305万人が貧困ライン以下です。経済格差は教育格差となって貧困の再生産が繰り返され、子どもたちを苦しめています。貧困・格差の拡大で子どもたちの学ぶ権利が脅かされ、地方の経済危機と雇用破壊によって高校生の就職・進路が脅かされています。こうした状況を一刻も早く改善する必要があります。

2010年度から公立高等学校の授業料は不徴収となりましたが、日高教が行なった都道府県・政令市教育委員会調査によれば、2012年度は全国の半数近い27自治体で2432名もの生徒が授業料を徴収されていることが判明しました。その内、ほぼ9割は経済的な困難をかかえている定時制・通信制の生徒です。自治体の判断によって、子どもたちの教育条件に大きな違いがあることは、教育の機会均等を保障する上であってはならないことです。一刻も早く、国の責任で完全不徴収を実現すべきです。政府・文部科学省は2014年度から高校「無償化」に所得制限を導入する方向で検討していることは、完全不徴収とはまったく逆方向で、国民の願いに背くものです。日高教が行なった調査でも、大部分の自治体が「現行制度の維持」を強く求めています。

また、公立高校には、初年度納入金だけでも依然として約20万円もの保護者負担が残っており、学校納付金の滞納率は上昇しています。その上、特定扶養控除が縮小されたため、高校生のいる低所得世帯の税負担は増加しています。給付型奨学金の創設が4年連続で見送られたため、文部科学省は高校生就学支援基金を延長して、都道府県が実質給付に近い奨学金制度を創設できるとしましたが、わずかな自治体でしか制度化の検討がすすんでいません。自治体任せにするのではなく、今こそ、国の責任で給付制奨学金を早急に創設すべきです。

以上をふまえ、2013年度教育予算概算要求に当たっては、憲法と子どもの権利条約にのっとり、貧困と格差から子どもと教育を守り、希望するすべての子どもたちに高校・障害児教育を保障するため、下記の要求を盛り込むことを強く要求します。必要な財源については、日本の教育機関への公財政支出を現行のGDP比3.6%から、OECD平均なみの5.4%とすることで、容易に確保できます。そのことは、政府が昨年9月、留保を撤回した中等・高等教育における「無償化の漸進的な導入」をめざす国際人権A規約13条2項(b)・(c)の条項の具体化にほかなりません。

「教育政策の決定」にあたっては教職員団体との誠実な協議を十分行なうことを求めたCEART勧告を遵守するよう要求します。

## 記

### 一、2014年度概算要求への重点要求

1. 東日本大震災、東京電力・福島第1原発事故で被害を受けた学校の復旧・復興を早期に実施し、生徒の教育権を保障する予算を確保すること。とりわけ、被災した生徒を対象にした現行の奨学金の充実改善を図るとともに、保護者の経済的状況によって教育を受ける権利が左右されることのないよう、十分な支援策を講じること。
2. 4年目を迎えた公立高等学校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金に、所得制限を導入しないこと。また、公立高校授業料の「原則不徴収」により自治体によって対応が異なっている「標準修業年限を超過して在学する者」などについても、教育の機会均等を保障する立場から国の責任で「完全不徴収」とすること。  
授業料以外の教育費の保護者負担を軽減するため、「高校版就学援助制度」や高校生就学支援基金等を活用した給付制奨学金制度を創設すること。とりわけ、特定扶養控除を復活するよう財務省にはたらきかけるとともに、高校生のいる低所得世帯等を救済するための措置を緊急に講じること。
3. 小・中学校だけでなく、高等学校、障害児学校など、すべての学校での少人数学級を実現すること。高等学校については、全日制普通科30人、職業科25人、定時制20人、障害児学校高等部6人とすること。また、8年間何ら改善されていない高等学校の教職員定数を改善するため、「高校第7次教職員定数改善計画」を直ちに策定し、2014年度から実施すること。  
定数内の臨時採用を解消し、正採用を図ること。定数くずしによる非常勤講師配置をやめること。「雇用と年金の確実な接続」を図るため、政府文部科学省の責任において、希望者全員を再任用するために標準法の枠外で定数を確保することなど、各都道府県・政令市の実情をふまえた必要な予算措置をおこなうこと。
4. 厚生労働省と連携して、新規学卒者の就職を保障するための求人確保とともに、未就職者・早期離職者の実態を調査し、抜本的な雇用対策を策定すること。
5. 全国的な校舎・施設の耐震強度診断と補強工事を促進して、早急に耐震化100%を達成できる予算措置を講じること。

### 二、2014年度概算要求期の具体的要求

- 1 東日本大震災・東京電力福島第1原発事故で被害を受けた学校の復旧・復興を早期に実施し、生徒の教育権を保障するため、教育予算を抜本的に拡充し、以下の施策を講じること。
  - (1) 被災したり、避難した子どもたちの教育を受ける権利を保障し、修学支援策の拡充を図るとともに、通学手段の確保策への援助を強化すること。
    - ①教育活動に不可欠な教材・教具、備品などの費用を国で保障すること。
    - ②被災したり、避難した生徒を対象にした給付制の奨学金制度を創設すること。
    - ③避難している生徒の通学費を国で保障すること。
    - ④サテライト校に入学し、在籍している生徒の学習権が十分に保障されるよう、サテライト校の教育条件整備を進めること。

- ⑤自治体が運行しているスクールバスなどに要する費用を国負担とすること。
  - ⑥サテライト校等への通学のために確保した宿舍の条件整備を進めること。
- (2) 全国的な耐震補強診断と補強工事を促進して、早急に耐震化100%を達成できる予算措置を講じること。また、災害を想定した校舎、関連施設のあり方を検討し、学校設置基準の改善を行なうとともに、改善・改修に必要な経費を予算措置し、自治体施策を援助すること。
- (3) 原発事故の被害から生徒を救済し、放射能汚染から守るための対策を講じるとともに、「安全神話」に基づき推進されてきた文部科学省の施策を根本的に見直すこと。
- ①福島第1原発事故に伴う放射線汚染が危惧される学校については、校舎内外の放射線量を常時監視するための設備をすべての学校に設置すること。また、全国の放射線調査体制を強化すること。
  - ②学校施設内の放射線量を引き下げるための対策を講じること。また、公・私立学校の校庭の汚染された表土の除去など必要な対策を国の責任で講じること。
  - ③「安全神話」に基づく学習指導要領上の位置づけを再点検し、必要な教科書記述の修正を行なうこと。副読本の記述内容についても修正を行なうこと。
- (4) 被災した子どもの実態、学校の実情に即した加配要望に対応した教職員配置を行なうとともに、被災状況を考慮した中長期的な配置を展望できる条件を整備すること。「教育復興担当教職員」（仮称）を長期的に配置するとともに、スクールカウンセラーなど専門職員の配置を行なうこと。
- (5) 被災地域における校舎の復旧・復興に必要な予算措置を講じるとともに、国庫補助率を引き上げること。
- 2 貧困と格差から子どもと教育を守り、希望するすべての子どもたちに高校・障害児教育を保障するために以下の施策を講じること。
- (1) 「社会全体で教育を支える」という立場に立ち、教育の無償化の流れを後退させることなく、前に進めること。
- ①国の責任で授業料「完全不徴収」を実現するため、「全日制36月、定時制48月」を超えて在学する者や再入学者についても不徴収とすること。
  - ②高校の入学金を廃止すること。
  - ③授業に絶対不可欠な教科書については無償とすること。
  - ④私立高校も無償とすること。
  - ⑤公立高等学校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金は、朝鮮学校を除外しないこと。
- (2) 高校専攻科、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学なども無償とすること。
- (3) 実習費を含め種々の学校納付金など、本来公費で負担すべきものを予算措置し、父母負担を軽減すること。一部で行なわれている冷房費の父母負担は直ちにやめるよう必要な措置を講じること。
- (4) 定時制・通信制生徒に対する教科書給与・夜食費補助などの国庫負担金制度を復活すること。
- (5) 教育の機会均等・学習権保障の立場に立ち、奨学金制度を拡充すること。
- ①高校、専門学校、短大、大学の給付制の奨学金を新設すること。
  - ②都道府県に移管された奨学金事業について、国の財政措置を充実・増額し、これまでの奨学金制度の理念や役割を維持・拡充すること。

- ③失業・倒産、災害などにより家計が急変した高校・障害児学校生徒に対する緊急採用奨学金制度を、全都道府県で確実に実施し、採用枠の拡大、手続きの簡素化、無利子・無保証人制度などの改善をはかるために、必要な予算措置を講ずること。
  - ④大学等予約奨学金制度について、全都道府県で確実に実施し、採用枠や無利子枠の拡大、手続きの簡素化など制度の改善をはかるために、国として必要な財政措置を講ずること。困窮している奨学金返還者への強引な取り立て・奨学金貸与者へのボランティア奨励をやめ、滞納者の氏名を個人信用情報機関へ提供することを中止すること。
  - ⑤企業などの「奨学金」制度について、学業保障を妨げる労働義務や返還契約などに関する指導監督を強化すること。
- (6)機械的、経済効率優先の一時的な高校の統廃合や学級数の削減を行わないこと。
- ①高校教育の重要なセーフティネットである定時制高校を統廃合しないように、都道府県教育委員会に働きかけること。
  - ②高校統廃合等による保護者負担を軽減し、遠距離通学生徒に対する補助（地方交付税等）を行なうために、必要な予算措置を講ずること。
- (7)準義務教育化している高校教育費は、地方交付税交付金ではなく国庫負担制度にすること。
- (8)教育費を所得から控除する「教育減税」制度を創設すること。

3 子どもたちにゆきとどいた教育が保障できるように、教職員が子どもと向き合える時間を確保するなど、教職員の定数増や勤務条件の改善をはかること。

- (1) 文部科学省の「勤務時間調査」の結果をふまえ、教職員の深刻な長時間・過密勤務の解消をはかること。「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（2006.4.3 文科省通知）を徹底し、「労働時間の適正な把握」など改善をはかること。
- (2) 「人材確保法」の見直し・改悪、教職調整額の見直し・改悪を行わず、「新たな職」の設置を強制しないこと。また、教職員評価の賃金・処遇へのリンクなど、「成果主義」賃金を導入・拡大しないこと。
- (3) 「定数改善計画」の策定に当たっては以下の改善を行なうこと。
  - ①学級編制の標準については、高校全日制普通科30人以下、職業科25人以下、定時制20人以下とすること。障害児学校は普通学級と専攻科6人、重度・重複学級3人とすること。  
また、寄宿舎室定数は小中が男女別4人、高等部が男女別2名とすること。
  - ②高校・障害児学校の教職員定数の算定は、学級数を基礎とする方式にもどし、学校ごとの教職員定数を算定して積み上げた総数を都道府県の教職員定数総数とすること。
  - ③障害児学校の学級編成を学年単位で認定すること。
- (4)教職員配置については、以下の改善をはかること。
  - ①ゆきとどいた教育の実現、教職員の多忙化解消のために、教職員を増やし、新採用教員採用拡大をはかること。そのために、基礎定数を充実させた「標準法」の抜本的改正を行うこと。
  - ②教頭の複数配置を廃止すること。また、副校長、主幹教諭、指導教諭などの配置をおしつけないこと。
  - ③「再任用制度」については、再任用者は教職員定数の枠外とし、「希望者全員」の再任用を担保すること。
  - ④ 定時制、通信制、分校を含む全ての高校・障害児学校に養護教諭、事務職員、学校司書、現

業職員等を配置すること。

- ⑤ 高等学校に在籍している多様な「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもたちの修学・進路保障のため、スクールソーシャルワーカー、就職支援員などの専門員・教職員をあらたに配置すること。
  - ⑥ 12学級以上の学校および教育「困難校」など現場の要求にもとづき、養護教諭を複数配置すること。当面、新基準による養護教諭の複数配置を早期に完結させること。
  - ⑦ 学校図書館教育充実のために学校司書を法制化すること。当面、専任、専門、正規の学校司書を全校に配置すること。また、現職者の身分と勤務を保障するよう予算措置をおこなうとともに、学校図書館予算を増額し蔵書や施設などの拡充をはかること。
  - ⑧ 「実習助手」の制度改革（教諭一元化）を行ない、その定数は教諭定数に包括すること。また、家庭科実習や理科実験等が複数体制で行なえるように教諭配置基準を改善すること。当面、「実習助手」の本務外配置や兼務を解消すること。また、職業学科から総合学科に改編した場合、「実習助手」の定数削減につながらない措置を講じること。
  - ⑨ 現業部門の民間委託を行なわず、退職者の補充をはかること。また、地方交付税交付金の削減を行なわず、積算単価を引き上げ、積算単価どおり配置するよう指導すること。給食調理員等を含め現業職員を学校教育法・高校および障害児学校標準法に位置づけること。
- (5) 臨時教職員問題について、以下の改善をはかること。
- ① 臨時教職員の急増の原因となっている、現行の標準法の「定数くずし」と、義務教育費国庫負担制度の「総額裁量制」を廃止すること。
  - ② 臨時教職員の配置については、以下の施策を行なうこと。
    - ア 定数内で配置する教職員は正規採用とすること。
    - イ 産休・育休、長期研修、病休などの補充にあたっては、年度途中の採用・加配、プール制などの方法により、正規採用の教職員を配置すること。
    - ウ 臨時教職員の増加が学校の多忙化に拍車をかけ、教育条件を低下させている実態や、集団的、継続的な教育活動に支障をきたしている実態を行政の責任で調査し、明らかにすること。
  - ③ やむを得ず臨時教職員を配置する場合には、賃金・権利・勤務条件の改善をはかり、以下の施策を講じること。
    - ア 常勤・非常勤を問わず臨時教職員が失業する期間の生活保障を行なうこと。
    - イ 常勤の臨時教職員に共済組合員資格を与えるよう制度を改善すること。
    - ウ 介護休暇の代替など、常勤・非常勤を問わず臨時教職員が辞令途中で自己都合退職を強要されている実態を改めること。
    - エ 時間外勤務が常態化している非常勤講師や短時間勤務教員は原則廃止し、常勤化すること。当面、教材研究の時間等を勤務として位置づけること。
    - オ 下記のように極めて低額で推移している非常勤講師の時間単価を大幅に引き上げること。
  - ④ 正規採用を希望する臨時教職員については正規採用化をすすめること。そのために以下の施策を講じること。
    - ア 現場での経験を尊重し、正当に評価される採用制度を実現すること。
    - イ 選考審査基準については、公正・公平な内容・方法を確立すること。当面、選考審査の年

年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
時間単価(円)	2,800	2,790	2,790	2,790	2,790	2,780	2,780	2,780

齢制限を撤廃すること。また、選考基準・選考問題・選考結果の公開をすすめ、国民に開かれた採用制度を実現すること。

(6) 次世代育成支援対策推進法に基づく教職員の子育て支援のため、各都道府県に勤務状況に対応する事業計画が作成されるよう指導すること。

4 地域間格差および学校間格差のない教育条件を保障するため、地方交付税交付金を増額し、積算単価を引き上げるため、関係省庁に働きかけること。その上で、以下の改善に努めること。

(1) 「高校標準法」第5条廃止に伴い小規模校でも存続できることを周知すること。また、大規模校や教室不足の解消、危険・老朽校舎の改築などに対する補助制度を復活し、予算を大幅に増やすこと。

(2) 希望するすべての障害児・障害者にその発達と障害に応じて教育を保障するために障害児学校の設置基準を作成し、以下の改善を行なうこと。

①障害児学校の増設をはかること。過大過密な養護学校の実態を国として把握し、改善の手だてをとること。

②寄宿舎・高校の養護学校分校などの施設・設備の充実、卒業後の進路保障に向けた施策を行なうこと。また、入院児童・生徒に対する院内学級の保障、障害の重度・重複化に応じた教育条件の改善措置等を講じること。

③障害児学校の統廃合を行なわないこと。

④文部科学省が認めてきた寄宿舎の教育的意義を踏まえ、寄宿舎の統廃合をおこなわず寄宿舎設置校を増やすための施策をすすめること。

⑤高等部訪問教育の本格実施を行なうこと。

⑥障害児の障害の程度や発達段階にみあった就学指導と継続的相談活動を行なうため、就学指導委員会（修学保障委員会）の全国各市区町村での設置・充実を促進すること。

(3) 生徒の安全を保障するため、すべての学校施設の総点検を実施し、必要な補強・改修・改築・更新や人的配置を行なうこと。

(4) 学校管理下における災害について、無過失責任制による学校災害補償法の制定をはかること。

①当面、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済からの給付内容の改善につとめること。

また、共済掛け金の保護者負担を軽減するための予算措置を講じること。

②障害に対しては、年金的給付が可能となるよう検討すること。

③不審者侵入に備えて「校門等の管理」を実施する場合は、必要な人員を別途確保すること。

(5) 定時制高校・障害児学校の給食を民間委託せず、自校調理方式による完全給食にし、給食を行なうすべての学校に栄養職員を配置し、調理員の増員をはかること。

(6) 水産科・農業科に残っている「実習特別会計」制度を廃止し、必要な経費は一般会計化すること。

(7) 水産高校の実習にあたっては、一校一実習船を原則として建造すること。複数の県による合同実習船については中止させること。

5 生徒の進路を保障するために、以下の施策を講じること。

(1) 厚生労働省と連携を強め、新規学卒者の雇用拡大に向けた財政措置を講じること。

①高校・大学生等、新規学卒者の求人確保に向けて、経営者団体への働きかけ、企業求人開拓

など、いっそう努力すること。

- ②内定取り消しや「採用待機」といった事態が起こらないよう、厚生労働省や各労働局等の関係機関と連携し、企業への指導・監督をいっそう強化すること。
- (2) 各学校に担当者を加配するなど、求人開拓や未内定者の指導などの体制を強化すること。
  - ①文部科学省として、担当の係の設置、就職担当加配教員の新設など、体制を強化すること。
  - ②高校生の求人確保と就職保障をすすめる学校に対して、就職指導教員の加配などの支援措置を講ずること。
- (3) キャリア教育の内容・実施方法などについて、上からの押しつけを止やめ、学校現場の声を尊重すること。
- (4) 文部科学・厚生労働省通知をも無視する自衛隊の高校への求人活動をやめるよう、関係各省庁へ強く申し入れること。

6 憲法・子どもの権利条約にのっとり、教育の条理をふまえ、国は教育に介入せず、希望するすべての子どもに学ぶ権利を保障する高校・障害児教育の充実をはかること。

- (1) 高等学校の新学習指導要領実施にあたっては、学校における教育課程の民主的な論議と自主的な編成を保障すること。とりわけ以下の点について、現場へのおしつけとならないよう、特段の配慮を求める。
  - ①「日の丸」「君が代」の学校などへのおしつけを中止し、「憲法に定めている思想及び良心の自由を侵害するものではない」という「国旗・国歌法」制定時の国会での政府答弁を踏まえて対応すること。
  - ②「奉仕活動・体験活動」の強制・評価を行なわないこと。
  - ③ 生徒の内心の自由を侵害する道徳の教科化は絶対に行なわないこと。
- (2) 教科書の選定にあたっては、各高等学校の意見を最大限尊重し、特定教科書の採択・不採択を強要することのないよう、各都道府県・政令市教育委員会を指導すること。事実上の「二重検定」を実施しつつある東京・大阪等の教育委員会を指導して止めさせること。
- (3) さまざまな矛盾を抱え制度的にも破綻をきたしている教員免許更新制は、廃止すること。
  - ①当面、一人の失職者も出さないための措置を講ずること。
  - ②受講費用や交通費、宿泊費の自己負担をなくすこと。
  - ③服務については出張扱いすること。
- (4) ゆたかな教育実践を支える教職員の自主的・自発的研修を重視し保障すること。また、学校と教職員の統制につながる「評価」のおしつけをしないこと。
  - ①長期休業中など授業に支障のない「勤務場所を離れた研修」を含めて保障し、「計画書」「報告書」などの提出を強制せず、各学校の自主性を尊重すること。
  - ②「初任者研修制度」「10年次経験者研修制度」「英語研修」「企業研修」の押しつけをやめること。
- (5) 大阪府の「大阪府教育行政基本条例」「職員基本条例」、大阪市の「職員の政治的行為の制限に関する条例」のように、行政による違法な教育介入や、教職員の思想・信条の自由を侵害することのないように指導すること。

以上

